

雇均発 0823 第 1 号
令和 4 年 8 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について

労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）については、令和 4 年 5 月 27 日付け雇均発 0527 第 1 号「労働者協同組合法の施行について」（以下「局長通知」という。）において通知したところです。

今般、労働者協同組合法等の一部を改正する法律が令和 4 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 113 号）が公布されたことから、局長通知についても別添の新旧対照表のとおり改正し通知します。

改正内容について、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知に努めるなど、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

雇均発 0527 第 1 号「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について 新旧対照表

改正後	改正前
雇均発 0527 第 1 号 令和 4 年 5 月 27 日 <u>一部改正 令和 4 年 8 月 23 日</u> 各都道府県知事 殿 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公 印 省 略) 「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について (前略) 今般、法が令和 4 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、労働者協同組合法施行令（令和 4 年政令第 209 号。以下「施行令」という。）、労働者協同組合法施行規則（令和 4 年厚生労働省令第 89 号。以下「施行規則」という。）並びに労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するため	雇均発 0527 第 1 号 令和 4 年 5 月 27 日 各都道府県知事 殿 厚生労働省雇用環境・均等局長 (公 印 省 略) 「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について (前略) 今般、法が令和 4 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、労働者協同組合法施行令（令和 4 年政令第 209 号。以下「施行令」という。）、労働者協同組合法施行規則（令和 4 年厚生労働省令第 89 号。以下「施行規則」という。）並びに労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するため

の指針（令和４年厚生労働省告示第 188 号。以下「指針」という。）が令和４年５月 27 日付け公布され、法と同日付けで施行されることとなります。 <u>また、労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 71 号）については、令和４年 6 月 17 日付け公布され、その概要について、令和４年 6 月 17 日付け雇均発 0617 第 1 号「労働者協同組合法等の一部を改正する法律の公布について」において通知したところです。</u> <u>今般、労働者協同組合法等の一部を改正する法律が令和４年 10 月 1 日から施行されることに伴い、労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 113 号）が令和４年 8 月 23 日付け公布され、法と同日付けで施行されることとなります。</u> については、施行令、施行規則及び指針について、その趣旨や主要内容等を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対してその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。 （後略） 記	の指針（令和４年厚生労働省告示第 188 号。以下「指針」という。）が令和４年５月 27 日付け公布され、法と同日付けで施行されることとなります。 <u>（新設）</u> については、施行令、施行規則及び指針について、その趣旨や主要内容等を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対してその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。 （後略） 記
---	---

1 (略) 2 施行規則について (1) (略) (2) 本則関係 ①～④ (略) <u>⑤特定労働者協同組合（第4章の2関係）</u> <u>特定労働者協同組合の認定、変更の認定並びに届出、報酬規程等の提出及び閲覧の方法等について規定すること。</u> <u>⑥</u> (略) <u>⑦</u> (略) 3 (略) 4 その他留意事項について (1)～(4) (略) <u>(5) 法第94条の2関係</u> <u>組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された組合の認定制度が創設され、認定を受けた組合に対しては税制上の措置が講じられることとされた。このため、行政庁は、組合の認定時及び認定後において、この制度の趣旨に則った適正な運用がなされるよう留</u>	1 (略) 2 施行規則について (1) (略) (2) 本則関係 ①～④ (略) <u>(新設)</u> ⑤ (略) ⑥ (略) 3 (略) 4 その他留意事項について (1)～(4) (略)
---	--

意し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(6) (略)

(5) (略)